

議案第 5 6 号

天理駅前広場条例の一部改正について

天理駅前広場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成17年12月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理駅前広場条例の一部を改正する条例

天理駅前広場条例（平成14年12月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第12条とし、第 7 条を削る。

第 6 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第 5 条を第10条とし、第 4 条の次に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 5 条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、駅前広場の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の手續）

第 6 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、駅前広場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

（指定管理者の指定等の公告）

第 7 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（利用時間）

第 8 条 駅前広場の利用時間は、規則で定める。

（業務の範囲）

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 駅前広場の警備及び維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関すること。

(2) その他駅前広場の管理に関し市長が必要と認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第6条及び第7条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。